

VI 公開活用

第1節 公開活用の基本方針

所有者を変えながらも維持されてきた本庭園を保存し、後世へ確実に継承されるように、庭園の本質的価値を効果的に伝える公開活用を行う。公開活用にあたっては名勝庭園としての風致景観を保ちつつ、来園者の安全を確保し、庭園の構成要素に影響を与えることのないよう次に定める。

①公開範囲・公開経路の設定

現在、庭園内は自由散策となっているが、庭園を保護しつつ来園者の安全を確保するため、立入禁止箇所などを明確にして新たな動線計画を検討する。その動線をマップやパンフレットなどにおいて適宜更新する。特に書院については、視点場としての役割を果たせるよう公開に向けて整備する。動線計画については、庭園が土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域内にあることから、庭園見学に加え災害時の避難経路も併せて計画し、管理者及び来園者に周知徹底する。

②本質的価値の理解を深めるガイダンスや庭園ガイドの検討

書院を利用したガイダンス機能を設け、観賞方法を踏まえて庭園の空間性への理解が深められるよう取り組む。また、稲田氏西荘時代の楼閣や川上氏所有時代の洋館2階からの眺めを体験できるような写真などの展示やデジタルコンテンツの活用も併用し、検討を行う。

加えてボランティアガイドの人材育成も含めて公開活用における庭園ガイドの充実を図る。

③公開期間の設定

現在は、土日祝日を一般公開日としている。そのほか、秋のライトアップを実施している。将来的には、平日の一般公開や書院の昼夜間の貸利用も視野に入れた整備を進める。

④関連文化財と連携した活用

庭園周辺には城下町時代の町割りや下屋敷庭園群が3箇所確認されている。それらは原則非公開であるが、将来的には広く城下町時代の景観・庭園文化を来園者に認識してもらうよう、本庭園とともに一体的な保存と活用を目指す。また、他の関連史跡や施設との更なる連携も図る。

⑤地域憩いの場としての活用

庭園周辺は、旧風月旅館中庭跡や洲本中央公民館、レトロこみちなどがある交流人口の多い場所で、レトロなまち歩きというマルシェイベントも開催されている。観光客のみならず、市民憩いの場として、地域にとってかけがえのない財産であることを周知し、住民の地域に対する誇りと愛着を促すべく、住民参画型や住民主体のイベントを開催し、憩いや集いの場としての役割を果たすような活用を目指す。

⑥学校教育や生涯学習の場としての活用

本庭園は稲田氏の別荘庭園として造られたが、嘉永7年（1854）からは、私塾学問所「益習館」として学びの場として利用されていた。庭園の名称にもなるなど、学問所として市民からの知名度や関心が非常に高い。小・中学校などの校外学習の一環として、庭園の文化的価値、歴史的価値をそれぞれの段階に応じた学習の場として積極的に活用し、郷土への愛着を育む取り組みを推進していく。さらに、学校教育に加えて、地域における生涯学習の場としての活用も目指す。

第2節 防災計画

第1項 想定される災害と備え

本庭園で可能性のある災害は、下記のもが想定される。

台風・豪雨：倒木、落枝・折枝の飛散、建造物・構造物の破損、土砂災害、落石、浸水など

地震・津波：倒木、建造物や構造物の倒壊、石組の緩みや崩れ、落石、液状化など

落雷：倒木、枝折れ、樹木や建造物の損傷・火災など

人災：失火・放火による樹木や建造物の火災、接触による構造物・石材の破損など

上記の災害を未然に防止するため、日常管理による不安要素の改善など被害防止対応に加え、庭園の定期的な見廻りが必要である。また、台風や地震などの災害発生時には庭園の点検を実施し、被害の早期把握に努め、対応する。『洲本市地域防災計画』（令和元年度改訂版）の、地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等対策編には、文化財をそれぞれ次のように位置付けている。

- ・文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。
- ・応急措置の方法は、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。
- ・復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策などをも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する。

第2項 防災・防犯対策における課題

(1) 防災対策

これまで台風や豪雨時には主庭の園池のオーバーフロー、山林部の樹木の倒木などが確認されている。平成26年（2014）の浚渫時や平成28年（2016）の発掘調査において、園池の排水を調査したが、明確な排水口は確認されず、園池北側護岸石組が比較的緩く組まれていることから、一定の水量に達すると自然に調整されるように造られていると考えられている。しかし、近年のゲリラ豪雨などには対応できずオーバーフローすることから、園池の排水を検討し再構築する必要がある。地震に関しては平成25年（2013）の淡路島地震による構造物などの被害は確認されていない。しかしながら、今後起こりうる想定される南海地震などに備え、十分な対策を講じる必要がある。落雷については他と比較するとその可能性は極めて低いですが、想定される限りにおいてはその対応策が必要となる。

またⅡの第1節で述べたとおり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）では、庭園の主庭部分が警戒区域に、山林部が特別警戒区域に含まれている。これらについては、公開の範囲と経路設定の際に避難経路を含めた動線計画や台風・豪雨など警報発令時は閉園するなどの防災マニュアル作成を検討する必要がある。

(2) 防犯対策

現在は書院に3台設置している監視カメラが一定の役割を果たしている。しかし、書院内については、現在立入禁止にしていることから、不審者などの対策はほとんど講じられていない。書院を整備し一般開放することで、来園者など不特定多数の出入りが想定されることから、消防法などに基づく防火防犯対策を講じる必要がある。

また、接触などによる構造物の破損も懸念されることから、防災対策同様、公開範囲、経路設定の際の動線計画が極めて重要となり、その対策は急務である。